

## 皆野町保育所等入所選考基準指数表

児童の基準点 = 基準指数（母の状況 + 父の状況） + 調整指数

### ■ 基準指数（父母の状況）

認定事由	保護者の状況等		指数
就 労	外 勤	月間 150時間以上	21
		月間 140～149時間	19
		月間 130～139時間	17
		月間 120～129時間	15
		月間 110～119時間	13
		月間 100～109時間	11
		月間 48～99時間	9
	内 職		8
求 職	求職活動（起業準備を含む）を行う場合		5
妊娠・出産	出産によりきょうだいを入所させる場合		21
就 学	学校等に通学する場合		18
疾 病	入 院		21
	居 宅 療 養	常時病臥・長期療養	21
		その他	15
障 害	身体障害者手帳	1・2級	21
		3級	18
	療 育 手 帳	①・A	21
		B・C	18
	精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	1・2級	21
		3級	18
介 護	要 介 護	1～5	21
	要 支 援	支援申告書要添付	15
	※同居の場合→上記に加点		1
虐待・DV	児童虐待またはDVのおそれあり		25
災 害	災害からの復旧		21

### ■ 調整指数

保護者の状況等	指数
母子・父子家庭（みなし家庭を含む）	31
生活保護（就労により自立支援につながる場合等）	3
きょうだい在中	5
小規模保育施設等からの卒園による継続入所申請	5
町内保育関連施設従事者	15
65歳未満の無職の祖父母が同居	-5
町外在住・町内在勤者（町内転入予定者を除く）	-15
町外在住・町外在勤者（町内転入予定者を除く）	-30
特段の理由なく保育料を滞納	-40
育休延長可で優先度が下がることを了承の上育休延長希望	-50

この指数表に基づいて入所の優先順位を決定します。  
点数は添付書類などを参照しながら町が算定します。添付書類は記入漏れなどがないようにご注意ください。

